

イベント出店共通登録制度について

習志野商店会連合会

047-455-1955

2011年9月から施行されている「県暴力団排除条例」では、すべてのイベントの出店者に、警察による身分照会が求められています。この手続きを迅速かつ円滑に行うため地元警察署と協議し、同年より「イベント出店共通登録制度」を導入しています。登録をご希望の方は、下記の要領でご登録くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 名 称 イベント出店共通登録制度
2. 登録対象 商店会(街)関係主催のイベントへの出店を希望する
(1) 出店責任者
(2) 従事者
3. 登録費用 1名様登録料 **¥1,100**
(1回の登録時に1名様登録のとき)
2名様以上登録料 **¥2,200**
(1回の登録時に複数名様登録のとき)
4. 申込方法 必要書類を記入、ご登録料をご準備の上、下記まで持参または郵送。
〒275-0016 習志野市津田沼 5-12-12 サンロード津田沼 6階
習志野商店会連合会 宛
5. お振込先 **千葉銀行津田沼支店 普通 1031518**
習志野市商店会連合会 ※振込手数料は申請者様負担
※郵送の場合は、登録費用のお振込みをお願いします。
6. 申込期間 随時
7. 必要書類 登録申込書（責任者用・従事者用）、誓約書
※登録申込書にマイナンバーカード、運転免許証等の写真付の身分証明証のカラーコピーを必ず添付してください。健康保険証の場合は顔がわかる写真のカラーコピーを添付してください。(IDカード発行時に必要なため)